

長野県における 5者合意について



令和元年(2019年)6月14日(金)

長野県農政部農村振興課

課長 有賀 芳郎

本日の説明内容

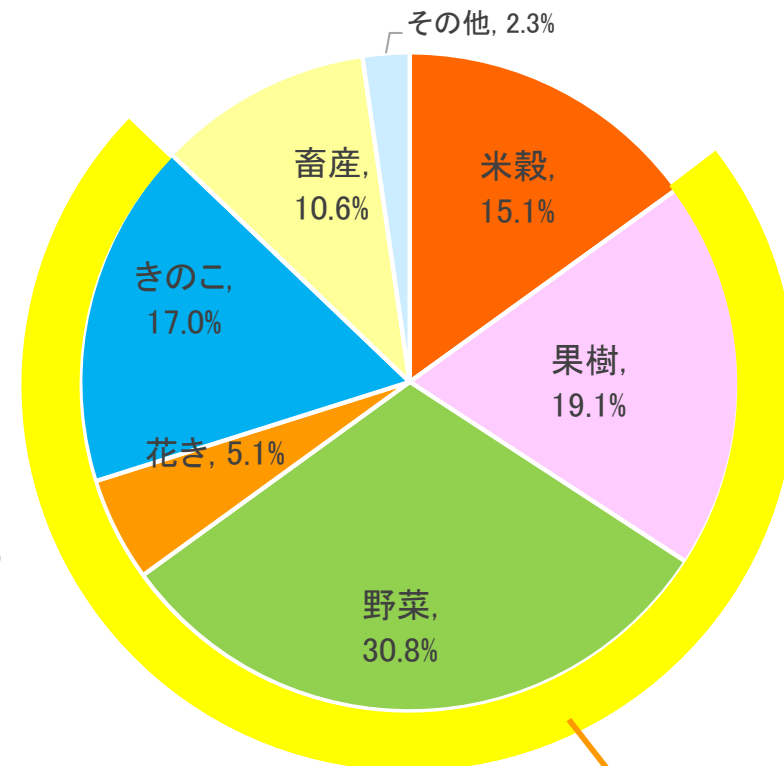
- I 長野県農業の特徴
- II 長野県の集積状況
- III 関係5団体連携による活動方針「5者合意」
- IV 「5者合意」の主な周知活動
- V 今後の推進について

I 長野県農業の特徴



限られた経営規模で収益性の高い多様な農産物を生産

- ◆南北に長く(212km)広い県土(全国4位)
- ◆農地の標高差大きく(260m~1,490m)
80%が500m以上【全国は5%】
- ◆総農家戸数104,000戸余(全国1位)
耕地面積107,000ha余(全国14位)
- ◆農産物産出額2,916億円の
72%が園芸作物(果樹・野菜・花き・きのこ)
【全国は45%】
- ◆販売農家1戸当たりの耕地面積は
全国平均の半分程度



農業産出額の作物別シェア(H27)

園芸作物

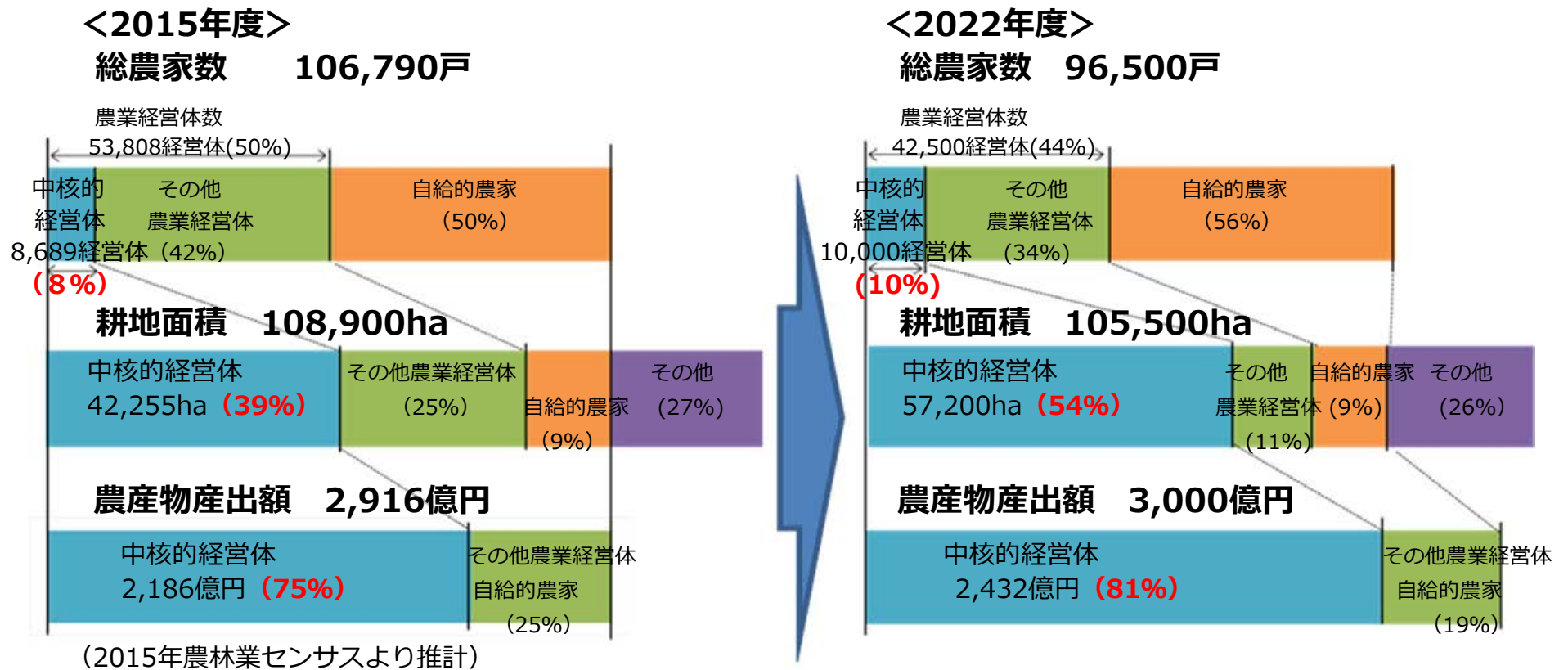
区 分	長野県	全 国	全国 順位	調査 年次
農家戸数	104,759戸	2,155,082戸	1	2015年
耕地面積	107,300 ha	4,444,000 ha	14	2017年
経営耕地面積(販売農家)	113.4 a/戸	220.0 a/戸	30	2015年
農業産出額	2,916億円	90,090億円	9	〃

第3期長野県食と農業農村振興計画

■計画における「農業」の基本方向

稼げる産業への転換を図り、次の世代につながる農業

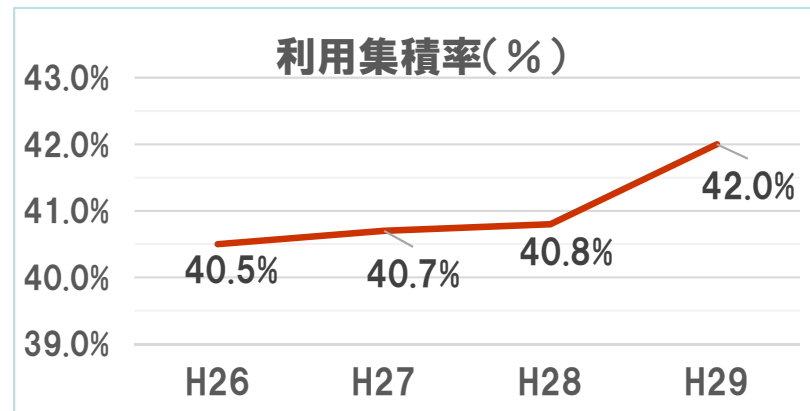
👉 本県農業を牽引する中核的経営体が、農地利用、農産物生産の大宗を担う農業構造に加速化!



Ⅱ 長野県の農地集積状況

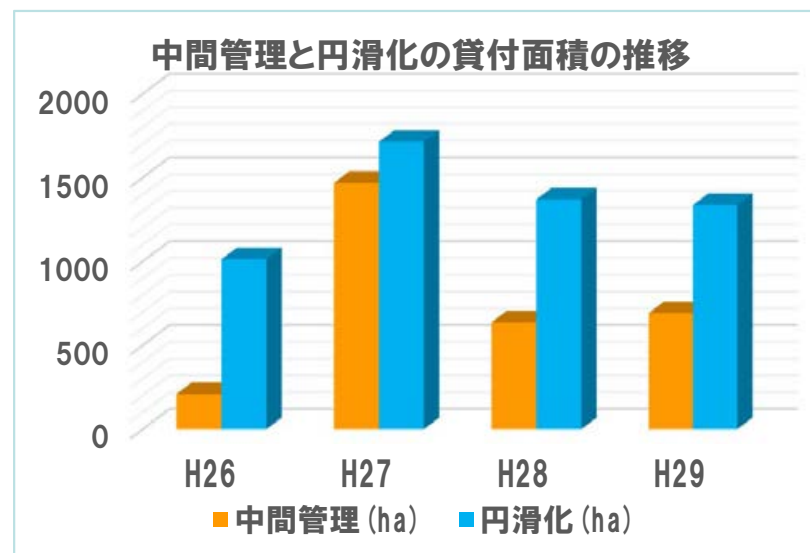
1 農地利用集積率の推移

年度	H26	H27	H28	H29
耕地面積 (ha)	109,900	108,900	108,000	107,300
集積面積 (ha)	44,558	44,305	44,067	45,071
利用集積率 (%)	40.5%	40.7%	40.8%	42.0%



2 農地中間管理事業及び 農地利用集積円滑化事業による貸付実績

年度	H26	H27	H28	H29
中間管理 (ha)	210	1,469	637	692
円滑化 (ha)	1,013	1,714	1,371	1,337



平成27年度は、地域集積協力金などの活用により農地中間管理事業による貸付が大幅に増加したが、翌年大きく減少。

一方、円滑事業の活用面積は継続して推移。

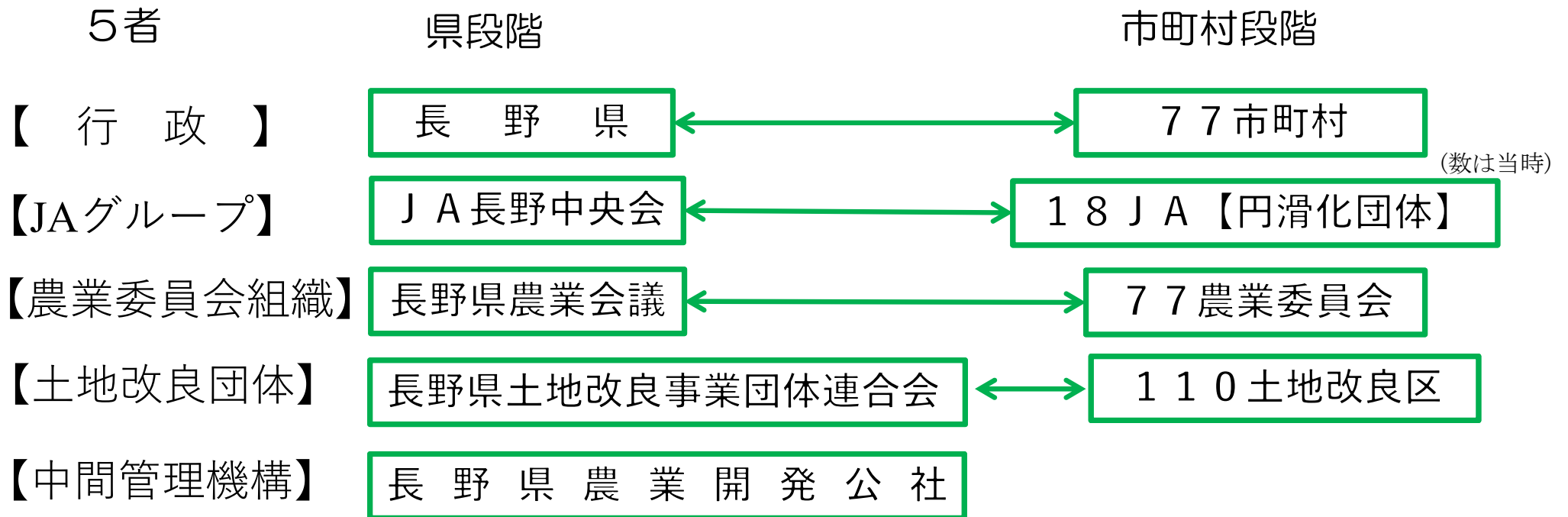
■農地利用の状況(長野県推定による概数)

区 分	面積(ha)	割合(%)
農業振興地域内農用地	100,100	
自作地(自己所有地)	60,800 ①	
借入地(利用権設定)	39,300 ②	
農地中間管理事業(H26～)	2,800 ③	7%(③/②)
農地利用集積円滑化事業(H21～)	6,400 ④	16%(④/②)
利用権設定等促進事業(S55～)	24,600 ⑤	63%(⑤/②)
農地法第3条(S27～)	5,500 ⑥	14%(⑥/②)

注：データは各種統計から長野県が推定。

①②はH29.3末、③④はH30.3末、⑥はH27.3末の数値で概数

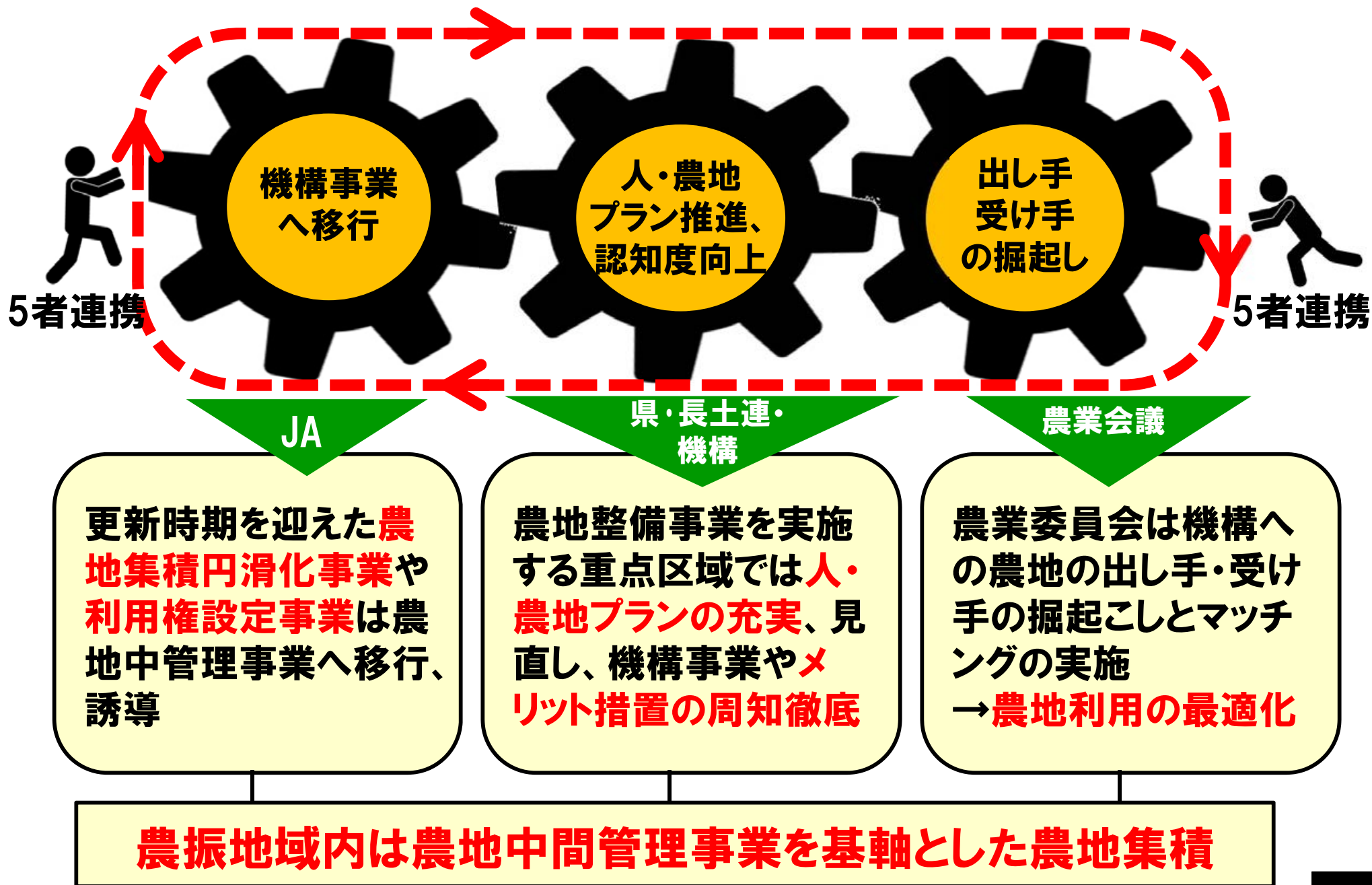
Ⅲ 関係5団体連携による活動方針「5者合意」



◆ 経緯

- 円滑化事業の実績は、全国では平成26年度からピークの1/3に減少していたが、本県では、円滑化団体（JA）による安定した貸借が定着していたことから事業切替が進まない状況
- 借入農地のうち、2割近い「6400ha」が円滑化事業による貸借の実態
- 改正農業委員会法に基づく農業委員会と農地中間管理機構の連携強化の方針を踏まえ、関係5団体で連携体制を協議

5者合意の具体的な取組み



5者合意の概要

◆正式名称

「農地中間管理事業の推進に向けた関係機関の連携に係る活動方針」

◆策定期期

平成29年8月(5者合意の宣言は平成29年11月7日の農業委員会大会)

◆主な内容

- 1 担い手の更なる所得向上を目指し、担い手への農地の集積を加速させ、生産の効率化、低コスト化等を図る。
- 2 関係する組織・団体間の意識統一と役割分担の明確化により、関係機関が一体となって、農地中間管理事業の推進を図る。
- 3 農業振興地域内の農地の集積は、農地中間管理事業の活用を基軸として進める。
- 4 農地中間管理事業の重点区域においては、「人・農地プラン」の充実等を図る見直し活動を支援し、農地中間管理事業の活用を推進する。
- 5 農地の出し手・受け手情報の掘り起しなどの現場活動の着実な推進により農地中間管理事業の活用を進める。

5者合意の概要

<関係機関ごとの取組方向>

【長野県】

- ・実効性のある「人・農地プラン」の作成・見直しに向けた重点支援による農地中間管理事業の活用促進
- ・複線化した流動化推進制度(農地中間管理事業等)の見直しなどに係る調整
- ・農地中間管理事業と連携した生産基盤整備の推進

【JA長野中央会】

- ・円滑化事業の継承を含め、農業振興地域内の農地流動化については農地中間管理事業を活用
- ・JAは、農地中間管理機構から業務を受託し、担い手への農地利用集積を推進

【長野県農業会議】

- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地の出し手・受け手情報の掘り起こしなどの現場活動の着実な推進による農地中間管理事業の利用促進

【長野県農地中間管理機構】

- ・事業量の増加に対応するための業務委託体制を含めた農地中間管理機構機能の充実
- ・農地中間管理事業の活用促進につなげるための啓発

【長野県土地改良事業団体連合会】

- ・農地中間管理事業推進に必要な生産基盤に係る技術的課題解決等に向けた助言

IV 「5者合意」の主な周知

- 平成29年10月28日 **新聞・専門誌への掲載**
(日本農業新聞、信濃毎日新聞、中日新聞、ながの農業と生活)
- 平成29年11月7日 **5者合意キックオフ会議**
〈長野県農業委員会大会に合わせ開催〉
(農業委員、最適化推進員など1500名参加)
- 平成29年11月10日 **J Aを対象とした農地流動化推進実務研修**
(円滑化団体担当40名)
- 平成30年6月12日 **農地中間管理事業推進会議**
〈農地整備事業との連携推進〉(市町村、土地改良区など150名)
- 平成30年6月 **農地中間管理事業業務委託先実務研修会**
(4会場:160名)



長野県農業委員会大会において、関係5団体による「5者合意」を宣言
(平成29年11月7日)

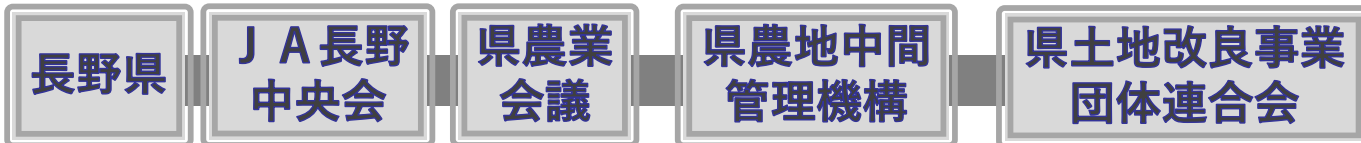
担い手への集積で農地の有効活用を!

これからの県内の農地の貸借は、次の5団体が連携し

「農地中間管理事業」

中心に進めることになりました。

これまでの他制度を活用した貸し借りも、今後は極力、農地中間管理事業への移行を進めていきます。



農地中間管理事業とは

平成26年度からスタートした国の新たな農地の貸し借りの制度です。長野県農地中間管理機構として県知事から指定を受けた公益財団法人長野県農業開発公社が、農用地等を借受け、経営規模拡大を希望する担い手や農業への新規参入者が、まとまりのある形で利用できるように配慮して貸付ける事業です。

農地の貸し借りに係る制度の活用区分について		
項目	農地中間管理事業の活用	他の制度の活用
対象農地	農業振興地域内の農地で	農業振興地域外の農地の場合
貸付期間	10年以上又は5年、3年の場合(※)	又は、3年未満の場合

※農地中間管理事業で貸付期間3年を適用する際は、市町村から農地中間管理機構に申出のあったエリア内が農地中間管理機構が指定する重点区域エリア内の農地である場合に限られます。

まずは
ご相談から!

農地を貸したい方へ

- 貸付けを希望する農地の申込が必要になります。
- 機構が借受けられる農地は、機構の借受基準に適合する農業振興地域内の農地です。
- 貸付先は、機構の貸付ルールにより選定しますが、貸付先の希望がある場合は、農地のある市町村の農政担当課・JA・農業委員会にご相談ください。
- 貸付期間満了後、農地は確実に戻ります。また、引き続き貸付けることも可能です。
- 貸借料は確実に機構から支払われます。手数料はかかりません。
- 事情により機構への貸付けを中止したい場合、借受者の合意が得られた場合の「合意解約」は可能です。
- 再生不能と判断される農地や担い手等の利用が困難な農地等、貸付けが見込めない農地は借受ることができません。

～こんなメリットがあります!～

- 贈与税・相続税の納税猶予の特例貸付に該当します。
- 農業者年金の加算付年金を受給(継続)できます。
- 一定の要件を満たせば、固定資産税の軽減措置が受けられます。

農地を借りたい方へ

- 機構から農地の借受けを希望する場合は、機構が行う公募に応募しておく必要があります。
- 長期の借入れも可能で、安定した営農計画を立てやすくなります。
- 地域内の条件が増えれば、農地の集約化により、経営が効率化します。

～こんなメリットがあります!～

- 機構から農用地等を借受けた認定農業者は、スーパーL資金の貸付け当初5年間は実質無利子となります。
- 多くの出し手から借受けていても、貸借料の精算は機構がまとめて行うので、煩わしい指込みの手間は必要ありません。



詳しくは農地のある市町村の **農政担当課・JA・農業委員会** へお問い合わせください。

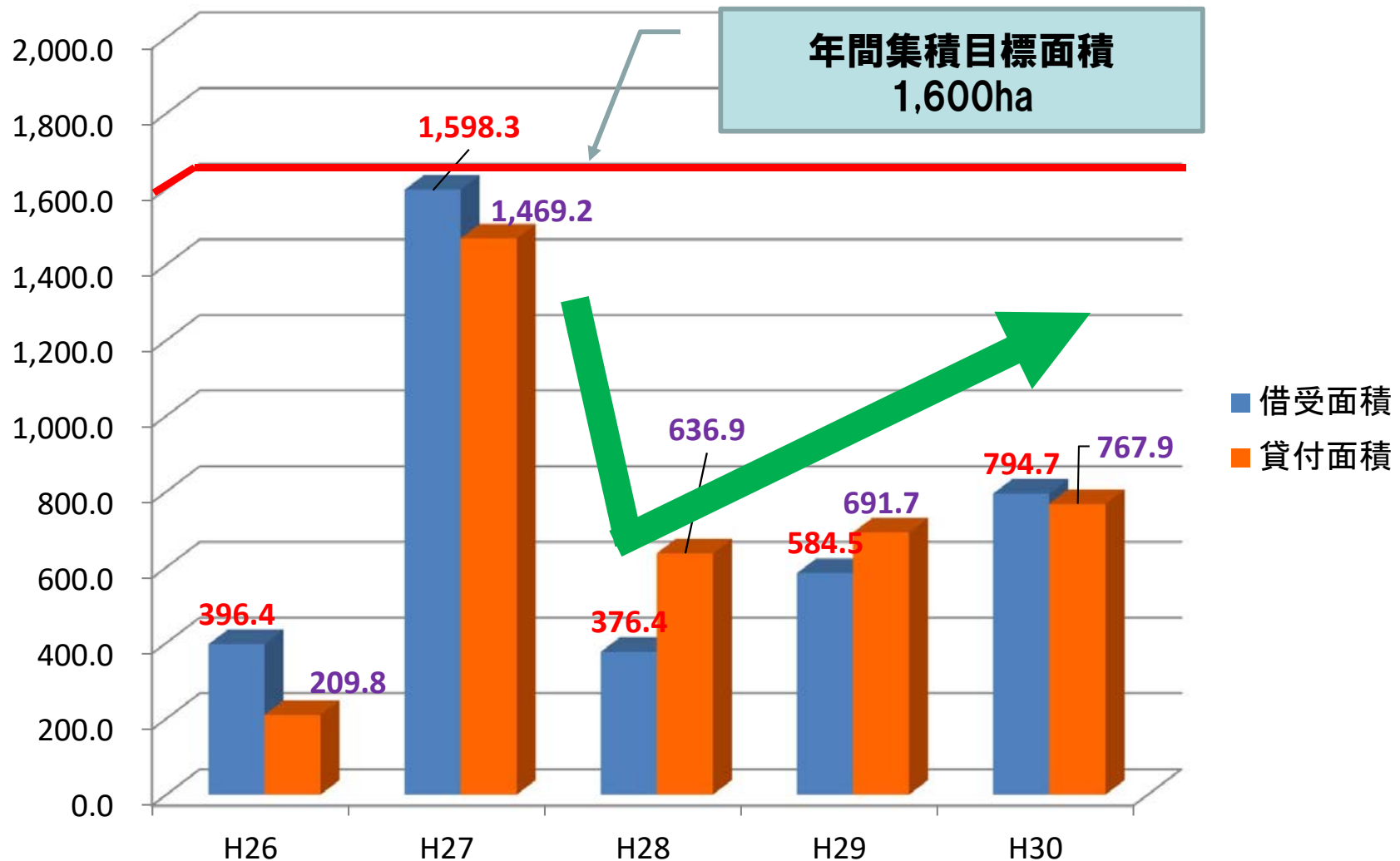
この広告についてのお問い合わせ先

長野県農地中間管理機構

公益財団法人 長野県農業開発公社へ

農地中間管理事業の事業実績

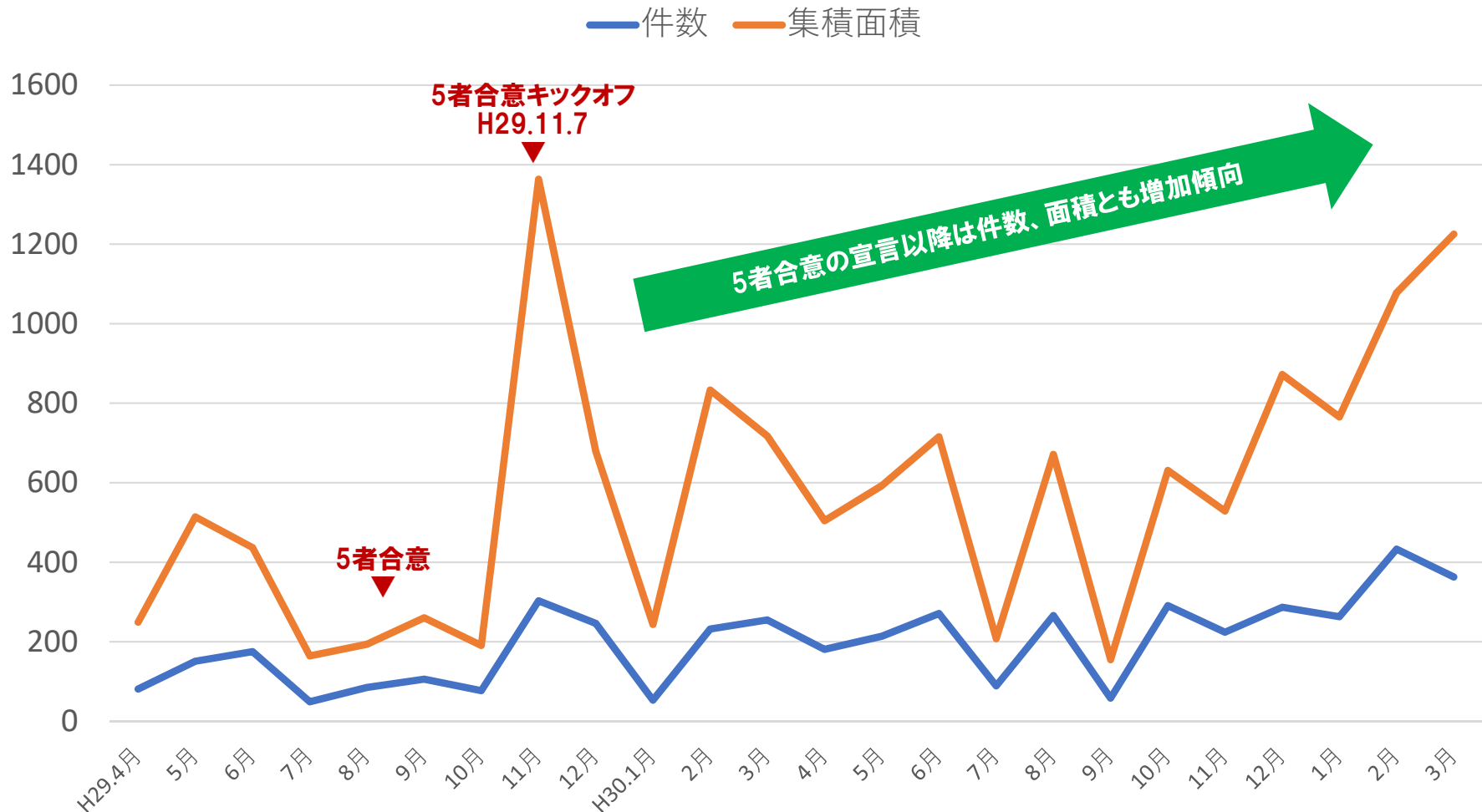
平成29年度、30年度は、前年比1.3～1.5倍の事業実績となり、V字的に事業量が回復してきている。



5者合意の成果

平成29年11月の農業委員会大会で行われた「5者合意の宣言」以降、機構事業の活用が進んできている。

H29年度からH30年度の月別「件数」「集積面積」の推移



V 今後の推進について

農地中間管理事業推進の視点

- ① 農地利用集積円滑化事業との統合による事業拡大
- ② 人・農地プラン実質化の推進によるユーザー(リピーター)の確保
- ③ 農業農村整備事業の活用による集約化促進
- ④ 中山間地域直接支払、多面的機能支払や企業等との連携による中山間地域での事業推進

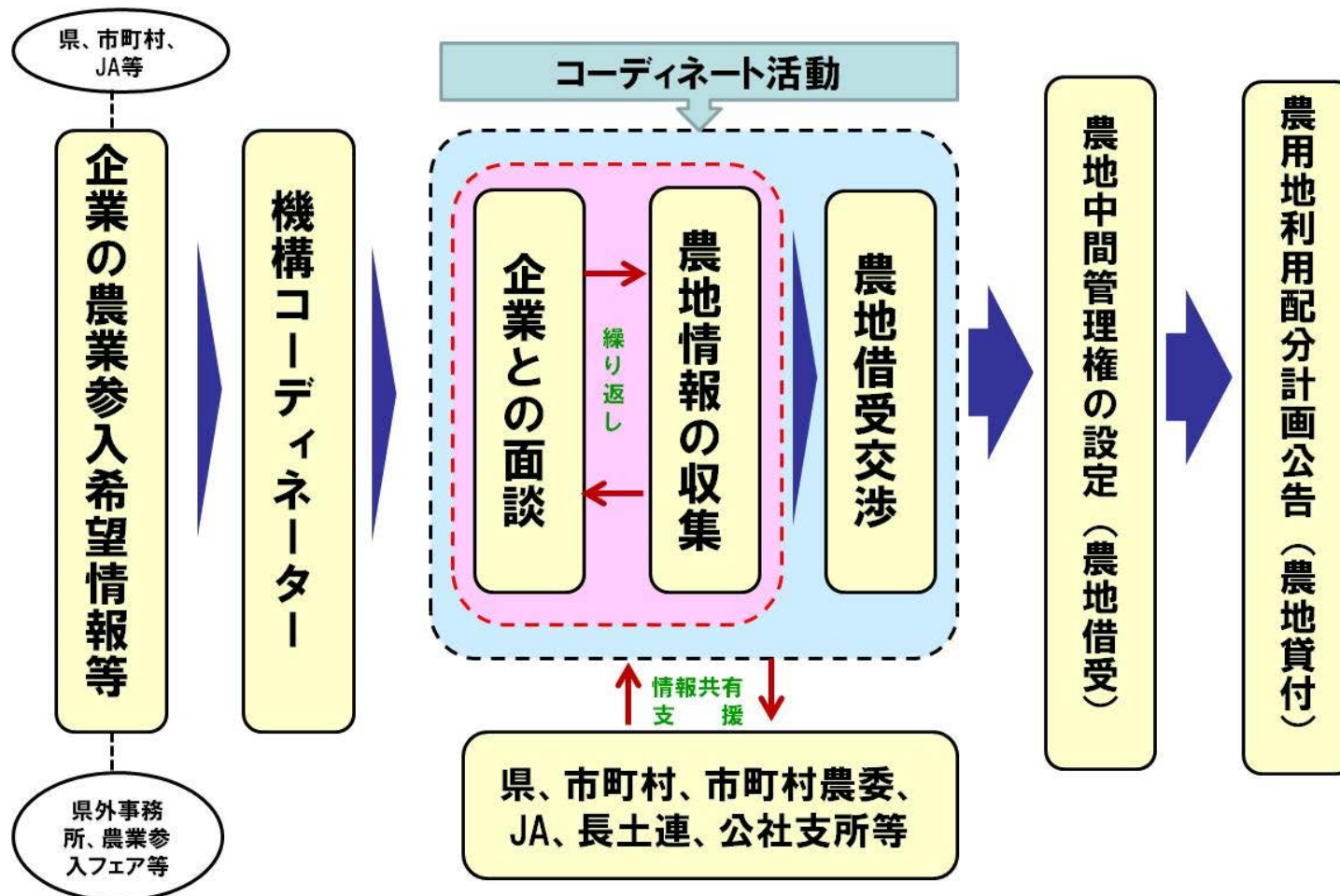
農業農村整備事業との連携

県、市町村、土地改良事業団体連合会と情報共有・課題検討をしながら、機構事業と連携した農業基盤整備を進める

- 専門知識を有する機構職員の配置
 - ・平成30年度から機構に「農地基盤整備コーディネーター」を配置
 - ・今年度からは、機構組織内に県庁、県現地機関の農地整備課長を「参与」として委嘱
- 「農地中間管理機構関連農地整備事業」等の活用推進
 - ・新たに計画する地域については、県、市町村、機構及び土地改良連合会が連携し、地域への説明会を実施
- 農地耕作条件改善事業の活用推進
 - ・実施地区における機構事業の活用促進と周辺地域への波及
 - ・重点区域の指定による計画的な事業推進(H30年度末:45市町村89地区)

中山間地域での事業推進

中山間地域が多い本県において、農業所得を確保するため、機構に専門の「コーディネーター」を配置し、市町村等の協力を得て食品企業等による農地の活用を提案することで農地の集積を進めている。



中山間地域における農業参入の主な事例

1 ワインメーカー

県東部・中部などの地域で全国的なワインメーカーの系列企業が、機構を通じて農地を確保し、担い手経営体としてワイン用ぶどうの栽培を行う。(塩尻市、東御市、池田町等)



2 製粉会社

県産ソバの安定的な確保を図るため、県内製粉会社が出資法人を立ち上げ、機構を通じて農地を借り、生産拡大を行う。(筑北村、青木村)



担い手経営体へのアプローチ

機構では、県内の担い手経営体や農業法人に対して、直接訪問や農業法人フェアへのブース出展等様々な機会を設け事業PRを行い、機構事業の活用促進に努めている



機構の北原理事長による機構事業のトップセールス
H31.1.19 JAアクティーホール(長野市)

水稻経営体への事業推進
(H31.4.18 東御市)

